

よなごの国保

国民健康保険料の料率等についてお知らせします

今年度の国民健康保険の保険料率は、前年度から据え置きとなり下記のとおりです。

ただし、基礎賦課額（医療分）の賦課限度額が3万円引き上げとなりました。

国民健康保険料の決定通知書・納入通知書は7月中旬にお送りします

	基礎賦課額（医療分） 【全員が対象】	後期高齢者支援金等 賦課額【全員が対象】	介護納付金賦課額 【40歳～64歳の方】
所得割額 【前年中の総所得金額等から33万円控除した額の】	7.83%	2.30%	2.29%
資産割額 【土地・家屋にかかる当該年度の固定資産税額の】	16.40%	9.60%	9.60%
均等割額 【被保険者1人につき】	23,600円	8,000円	9,500円
平等割額 【1世帯につき】	23,200円	7,500円	5,100円
賦課限度額	61万円	19万円	16万円

○<基礎賦課額><後期高齢者支援金等賦課額><介護納付金賦課額>の合計金額が1年間の国民健康保険料となります。年度の中途に加入または脱退の場合は、月割となります。

○総所得金額等とは、公的年金などの雑所得、事業所得、給与所得、譲渡所得などの合計額をいいます。

※非課税所得である遺族年金、障害年金は除きます。

※譲渡所得は特別控除後の金額を用います。

国民健康保険料は安心・便利な口座振替をおすすめしています！

米子市保険課 Tel(0859) 23-5121(高額療養費等) 23-5124(納付相談等)
23-5122(保険証、後期高齢者医療等) 23-5129(口座振替等)
23-5407(人間ドック等)

令和元年5月1日

国民健康保険料の軽減について

世帯（世帯主、被保険者、特定同一世帯所属者）の人数と所得状況に応じて、世帯の総所得金額等がそれぞれの区分以下の場合に、均等割額と平等割額について各割合が軽減されます。

《5割軽減、2割軽減の拡充》

軽減判定所得について、世帯人数に乘じる額を5割軽減は28万円（平成30年度は27万5千円）、2割軽減は51万円（同50万円）に引き上げ、軽減の範囲を拡充しています。

軽減割合	世帯の総所得金額等の区分
7割軽減	33万円以下の世帯
5割軽減	33万円+28万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下の世帯
2割軽減	33万円+51万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下の世帯

※ 65歳以上の方の年金収入については、「年金収入－(120万円+15万円)」が軽減の判定をするための所得になります。

※ 特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度の被保険者になった方で、以後世帯主が変わることなく継続してその世帯にいる方のことです。

※ 軽減判定の計算では保険料の計算とは違い、専従者控除はおこなわれず、専従者給与は事業所得に繰り戻されます。専従者の給与はないものとして取り扱われます。また、譲渡所得の特別控除は適用されません。

○旧被扶養者の減免措置適用期間の変更

被用者保険（健康保険組合や共済組合など）の加入者が後期高齢者医療制度に移行することによって、被扶養者となっていた方が国民健康保険に加入する場合の減免措置適用期間が変更となります。詳しくは保険課までお尋ねください。

後期高齢者医療保険料の料率等についてお知らせします

今年度の後期高齢者医療保険の保険料率は、前年度と同じで下記のとおりです。

後期高齢者医療保険料の決定通知書・納入通知書は7月中旬にお送りします

所得割額

(前年中の総所得金額等－基礎控除額33万円)×8.07%

+

均等割額

1人当たりの額
42,480円

=

年間の保険料

100円未満は切り捨てます。
(賦課限度額62万円)

○年度の中途に加入または脱退の場合は、月割となります。

○総所得金額等とは、公的年金などの雑所得、事業所得、給与所得、譲渡所得などの合計額をいいます。

※ 非課税所得である遺族年金、障害年金は除きます。

※ 譲渡所得は特別控除後の金額を用います。

後期高齢者医療保険料の軽減について

世帯の所得に応じて均等割額が軽減されます。

《5割軽減、2割軽減の拡充》

軽減判定所得について、世帯人数に乘じる額を5割軽減は28万円（平成30年度は27万5千円）、2割軽減は51万円（同50万円）に引き上げ、軽減の範囲を拡充しています。

①均等割額の軽減

世帯の所得状況に応じて下記のとおり均等割額は軽減されます。

昨年度まで9割軽減及び8.5割軽減の対象となっていた世帯については、本来は7割軽減の対象となるべきところ、これまでは特例的に軽減の上乗せ（2割及び1.5割）が行われていました。

しかしながら、今年度から段階的に軽減割合の見直しが行われることになりました。

昨年度の軽減割合	今年度の軽減割合	世帯の総所得金額等(世帯主と被保険者により判定)	軽減後の均等割額
9割軽減	8割軽減(※1)	【基礎控除額(33万円)を超えない世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)】の世帯	8,496円
8.5割軽減	8.5割軽減(※2)	【基礎控除額(33万円)】を超えない世帯のうち、8割軽減に該当しない世帯	6,372円
5割軽減	5割軽減	【基礎控除額(33万円)+28万円×世帯の被保険者数】を超えない世帯	21,240円
2割軽減	2割軽減	【基礎控除額(33万円)+51万円×世帯の被保険者数】を超えない世帯	33,984円

※年金収入の場合は、「年金収入－(120万円+15万円)」が軽減の判定をするための所得になります。

※軽減判定の計算では保険料の計算とは違い、専従者控除はおこなわれず、専従者給与は事業所得に繰り戻されます。専従者の給与はないものとして取り扱われます。また、譲渡所得の特別控除は適用されません。

※1 昨年度まで9割軽減の対象となっていた世帯については、年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減の拡充といった支援策の対象となるため、軽減割合が今年度は8割軽減、来年度以降は7割軽減となります。

※2 昨年度まで8.5割軽減の対象となっていた世帯については、年金生活者支援給付金の支給対象とならないこと等を踏まえ、激変緩和の観点から、軽減割合が今年度は据え置き、来年度は7.75割軽減、再来年度以降は7割軽減となります。

②被扶養者であった方の軽減措置

後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険(健康保険組合や共済組合など)の被扶養者となっていた方は、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減されます。なお、所得割額はかかりません。

国民健康保険への加入・脱退届出を忘れずに

就職や退職などで健康保険への加入や脱退があった方は、国民健康保険への加入や脱退の届出が必要です。

国民健康保険への加入や脱退の手続きは職場などではできませんので、ご自身での手続きが必要です。保険課または淀江支所地域生活課への届出を忘れないようご注意ください。

	加入するとき	脱退するとき
対象	<ul style="list-style-type: none"> 退職して職場の健康保険を脱退したとき 健康保険の被扶養者から外れたとき など	<ul style="list-style-type: none"> 就職して職場の健康保険に加入したとき 健康保険の被扶養者になったとき など
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険の資格喪失証明書 本人確認書類（運転免許証等） 個人番号カードまたは通知カード 	<ul style="list-style-type: none"> 職場で交付された健康保険証 国民健康保険証 本人確認書類（運転免許証等） 個人番号カードまたは通知カード

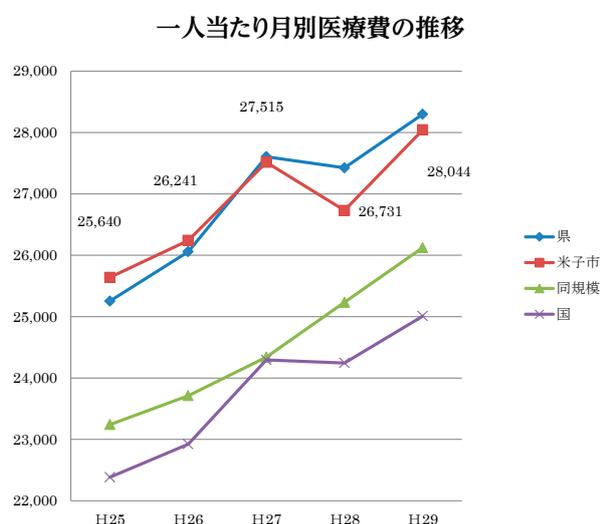
※国民健康保険への加入の届出が遅れた場合にも、資格を得た月までさかのぼって国民健康保険料が賦課されます。また、国民健康保険からの脱退の届出をしない限り、職場の健康保険に加入していても国民健康保険料は賦課されます。

米子市国民健康保険第2期データヘルス計画を立てました!

この計画は、被保険者である皆さまの健康・医療データを活用して効率的・効果的な保健事業を実施するために策定するものです。

今回は、医療費分析の結果をお知らせします。

米子市国保の平成 29 年度の医療費総額は 11,844,387,000 円（米子市事務報告より）で 118 億を超える額となっています。



一人当たりの医療費は国や同規模市の平均と比べると高い状況です。

そして、医療費の約6割を「がん」「精神」「筋・骨格」で占めますが、予防可能な糖尿病、慢性腎不全、高血圧症、脂質異常症といった生活習慣病が関与するもので3割近くを占めるのが米子市の特徴です。（国保データベースシステムより）

詳しくは、米子市ホームページをご覧ください。